

(資料 1) 再発防止に向けた検証について

1 検証の実施について

(1) 検証の実施について

国通知(「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」令和6年3月22日こ成案第37号・5教参学第40号こども家庭庁成育局安全対策課長ほか通知)により、以下のとおり、事後的な検証を行うことが求められている。

ア 検証の目的

死亡等の重大事故について、事実関係の把握、死亡した子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。

イ 検証の実施主体

札幌市

ウ 検証組織等

外部の委員等から構成する検証委員会を設置し、保育所等における重大事故の再発防止に知見のある有識者を委員とする。

エ 検証委員会の開催

検証委員会は関係者から事例に関する情報提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集・整理を行う。

この情報を基に、ヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施、事実関係を明らかにし、発生原因の分析などを行う。

あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

検証委員会は、プライバシー保護の観点から非公開とすることも考えられる。

【注意点】検証は、事故発生の事実把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではない。

オ 報告

検証委員会は、検証結果、再発防止のための提言をまとめ、札幌市に報告する。

札幌市は、プライバシー保護、保護者の意向に十分配慮し、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表し、国へも報告書を提出する。

札幌市は、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、保育所等に対しても具体的な措置を講じることを求めるなどする。

(2) (参考) 検証と指導監査の違い等について

主な違いは以下のとおり。

	検証	指導監査
実施根拠	国通知（教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について）	国通知（児童福祉行政指導監査の実施について）
目的	死亡等の重大事故について、事実関係の把握、死亡したこどもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。	保育施設の運営基準等の実施状況が関係法令等に照らして適正に実施されているかを詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講じ、児童福祉行政の適正・円滑な実施を確保する。
特徴	重大事故そのものについて、法令遵守の観点といった視点に必ずしもとらわれず、原因究明の上で、再発防止策の検討を行う。検証過程で関係者の対応に問題があることが判明した場合でもその処罰を行うものではない。	児童福祉等の関係法令に照らして違反性がないかといった視点から確認する。
対応者	検証に必要な専門的知見のある者（学識経験者、医師、弁護士、保育関係者、栄養士が国通知で例示されている。）	自治体職員（札幌市の場合、事務職員、保育士、栄養士からなるチームで実施）

例えば、給食の調理や子どもへの提供についても、指導監査では、関係法令に照らして違法性等がなければ、勧告や是正の措置を求めることはできないほか、自治体職員が対応するため、高度な専門的知見からの検討・対応の助言には限界がある。

しかし、検証は、専門的知見のある者を構成員とし、関係法令への適合状況に関わらず、原因を究明した上で、「このようにすべき」「こうあるべき」といった観点から再発防止に向けた提言をまとめていただく。